

# 長門市

## 被災者支援制度等一覧

# 目次

1	総合相談窓口について	
	【1】被災者支援についての総合相談窓口	2 ページ
2	住まい・生活について	
	【1】市営住宅の入居について	2 ページ
	【2】生活福祉資金貸付について	2 ページ
	【3】水道料金・下水道使用料の免除について	3 ページ
	【4】転入手続きについて	3 ページ
	【5】国民健康保険について	4 ページ
	【6】国民年金保険料の免除について	4 ページ
3	福祉・保健サービスについて	
	【1】養護老人ホームへの入所について	5 ページ
	【2】介護サービスの利用等について	5 ページ
	【3】障害福祉サービス等の利用等について	5 ページ
	【4】健康・保健福祉サービスの利用等について	6 ページ
4	母子及び子育て視線について	
	【1】母子保健について	6 ページ
	【2】子育て支援について	7 ページ
	【3】保育園・幼稚園について	7 ページ
5	学校教育について	
	【1】小中学校の転入学について	7 ページ
	【2】就学援助について	8 ページ
	【3】教科書の支給について	8 ページ

## 1 総合相談窓口について

### 【1】被災者支援についての総合相談窓口

支援内容	問い合わせ窓口
<p>被災された方からの相談をお受けします。必要に応じて各種支援等に関する窓口を紹介するなど、本市で生活するための支援を行います。</p> <p>※災害救助法の適用となる災害に遭われ、被災地から転入し、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な方々に対し生活必需品を必要に応じて支給することが出来るなど相談に応じて支援を行いますので右記問い合わせ窓口にご相談ください。</p>	健康福祉部 地域福祉課 ☎0837-23-1245

## 2 住まい・生活について

### 【1】市営住宅について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>被災により住宅が損傷し、罹災証明発行対象者となった世帯に一時避難住宅を提供します。(罹災証明書は後日提出も可)</p> <p>入居期間 6カ月以内 ※満了後更新1回(6カ月)延長可能 家賃・敷金 免除・連帯保証人不要 家事什器類 家電・家具の設備無し(エアコン/冷蔵庫等) 提供住宅 市営住宅等</p> <p>※住宅の提供戸数等は随時変更されます。 詳細につきましては、お問い合わせください。</p>	建設部 建築住宅課 ☎0837-23-1186

### 【2】生活福祉資金貸付について

支援内容	問い合わせ窓口
<ul style="list-style-type: none"><li>当座の生活費を必要とする世帯(低所得世帯に限らない)</li><li>貸付限度額10万円以内</li></ul> <p>※特に必要と認められる場合は20万円以内</p>	社会福祉法人 長門市社会福祉協議会 ☎0837-22-8294

### 【3】水道料金・下水道料金について

支援内容	問い合わせ窓口
上下水道料金の免除 <b>【対象となる方】</b> ・公営住宅（県営・市営等）及び個人住宅（民間賃貸住宅等）に入居する被災者（本市の市民と同居する場合は除く） ※要罹災証明書（後日提出も可） <b>【免除期間】</b> ・水道、下水道の使用開始から原則 6 か月間	上下水道局 管理課 ☎0837-23-1169 ☎0837-23-1171

### 【4】転入手続きについて

支援内容	問い合わせ窓口
市外から住所を異動する場合は、総合窓口課で住所異動の手続きが必要です。 <b>&lt;届出人&gt;</b> 本人以外の方が届出人になる場合は、委任状及び届出人の身分証明書が必要です。 <b>&lt;必要書類&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 前住所地の転出証明書</li> <li>● 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）</li> <li>● マイナンバーカード、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）</li> </ul> ※ 転出証明書を取得しないで長門市に転入された方は、総合窓口課へご相談ください。	市民生活部 総合窓口課 ☎0837-23-1127

### 【5】国民健康保険について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>○長門市への転入による加入手続き 前住所地で国保に加入されていた方やこれまで加入していた健康保険等を脱退された方は、転入届出後、右記手続き窓口にて国民健康保険の加入手続きが必要です。 申請に必要なもの等は総合窓口課へお問い合わせください。</p> <p>○一部負担金、保険料の徴収猶予・減免 被災により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、医療受診時に支払う一部負担金や保険料を納めることにお困りの場合には、支払いの猶予または減免を受けられる場合があります。 詳しい内容や該当要件、申請の方法等は総合窓口課へお問い合わせください。</p>	<p>市民生活部 総合窓口課 ☎0837-23-1130</p>

### 【6】国民年金保険料の免除について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>① 被災に伴い、住宅、家財、その他財産について、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき国民年金保険料の納付が免除されます。</p> <p>② 免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては市役所窓口または年金事務所でお尋ねください。</p> <p>③ 免除期間は、国の決めた期間となります。</p> <p>&lt;被災により国民年金保険料の免除を申請される方は&gt; 免除申請書に被災状況届等を添付していただく必要があります。記載された書類は、市役所窓口、またはお近くの年金事務所までご提出ください。ご本人が提出できない場合は委任状が必要となります。</p> <p>※ 保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続きをとっていただく必要がありますので速やかに窓口にご相談ください</p>	<p>市民生活部 総合窓口課 ☎0837-23-1127</p> <p>萩年金事務所 ☎0838-24-2158</p>

### 3 福祉・保健サービスについて

#### 【1】養護老人ホームへの入所について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、在宅生活が困難な高齢者に対し、入所者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する施設です。</p> <p>被災地で被災した方が長門市に避難され、養護老人ホームに入所を希望される場合は、高齢福祉課にご相談ください。</p> <p>※入所の際には、施設への受入の確認と了解が必要となります。</p>	健康福祉部 高齢福祉課 ☎0837-23-1157

#### 【2】介護サービスの利用等について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>被災された方が、避難先で介護サービスを利用される場合は、県や保険者（市町等）、サービス提供事業所等との調整が必要となりますので、まずは、高齢福祉課にご相談ください。</p> <p>また、介護保険サービス利用料の減免についても、高齢福祉課にご相談ください。</p> <p>なお、介護保険料の減免については、総合窓口課にご相談ください。</p>	健康福祉部 高齢福祉課 ☎0837-23-1158  市民福祉部 総合窓口課 ☎0837-23-1130

#### 【3】障害福祉サービス等の利用等について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>被災された方が、避難先で障害福祉サービス等を利用される場合は、被災先市町村や、サービス提供事業等との調整が必要となる場合がありますので、まずは、地域福祉課にご相談ください。</p> <p>また、障害福祉サービス等利用料の減免についても、地域福祉課にご相談ください。</p>	健康福祉部 地域福祉課 ☎0837-23-1243

#### 【4】健康・保健サービスの利用等について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>○健康相談 被災されたことにより、こころと体にはいろいろな反応や症状が現れます。健康面などでご心配があればご相談ください。</p> <p>○予防接種法に基づく定期の予防接種 住所地からの依頼書が無い場合でも、申し出により予防接種が受けられます。</p> <p>○医療機関の紹介 市内の医療機関の名称、所在地（地図）、診療科目、診療時間などをご案内いたします。</p>	<p>健康福祉部 健康増進課 （長門市保健センター） ☎0837-23-1133</p>

#### 4 母子及び子育て支援について

##### 【1】母子保健について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>○母子健康手帳の発行 避難元の自治体から交付された母子健康手帳を持参されていない方などから申し出があった場合、長門市の母子健康手帳を交付します。</p> <p>○妊婦健康診査 避難元の自治体から交付された妊婦健康診査受診票を持参されていない方などから申し出があった場合、長門市の受診票を交付します。</p> <p>○乳幼児健康診査（1か月・3か月・7か月・1歳・1歳6か月・3歳児健康診査） 指定医療機関等で実施している健康診査について、保護者等から申し出があった場合、長門市の受診票を交付します。</p> <p>○妊産婦・乳幼児の家庭訪問・電話相談 ご要望により、妊婦さんやお子さんの家庭訪問や電話相談を、保健師・栄養士等が行います。</p>	<p>健康福祉部 健康増進課 （長門市保健センター） ☎0837-23-1133</p>

## 【2】子育て支援について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>①放課後児童クラブの利用 被災によりご家庭で保育できない小学校に入学している児童は、放課後児童クラブを利用できます。</p> <p>②子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用 災害救助法の適用を受けた地域等のお子さんが緊急避難された場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、家庭での養育が困難となった児童（18歳未満）を、一時的に児童養護施設等において養護・保育を行います。利用期間 原則7日以内（利用日数については、ご相談に応じます）。</p>	<p>健康福祉部 子育て支援課 ☎0837-23-1164</p>
<p>③児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給 受給のためには所得判定等の要件がありますので、子育て支援課にご相談ください。</p>	<p>健康福祉部 子育て支援課 ☎0837-23-1187</p>

## 【3】保育園・幼稚園について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>①保育料等の減免 被災により保育料等の負担が困難な場合は、保育料の一部または全部を減免します。申請の方法等は子育て支援課にご相談ください。</p> <p>②一時預かりの利用と入園・転園手続きの支援 被災により在籍する保育所等を利用できなくなった場合は、「一時預かり」により、転園の手続きなしで保育所等を利用することができます。また、生活の拠点を移し、入園・転園の手続きを行う場合も手続きの支援を行います。受け入れ可能施設等の情報は子育て支援課にご相談ください。</p>	<p>健康福祉部 子育て支援課 ☎0837-23-1156</p>

## 5 学校教育について

### 【1】小中学校の転入学について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>手続きに必要な在学証明書等が無くても、転入学できます。</p>	<p>教育委員会 学校教育課 ☎0837-27-0320</p>

## 【2】就学援助について

支援内容	問い合わせ窓口
学用品費、修学旅行費等、学校生活を送るうえで必要となる費用については、保護者の負担軽減を図るため就学援助の制度を設けています。なお、所得課税証明書による通常の手続きが困難な場合は、罹災証明書と確認等で認定するなど、弾力的に対応します。	教育委員会 学校教育課 ☎0837-27-0320

## 【3】教科書の支給について

支援内容	問い合わせ窓口
市内の小中学校に通われる児童生徒の教科書については、教科用図書給与証明書の提出なく、必要な教科書を無償で給与します。	教育委員会 学校教育課 ☎0837-27-0320